

すてきな「まち」を守るために

—南島原市景観計画改定・景観条例改正に関する重要なお知らせ—
～原城跡・日野江城跡周辺重点地区の設定～



国指定史跡「原城跡」



国指定史跡「日野江城跡」

南島原市では、平成23年4月1日から、市の景観を守るために「南島原市^{みなみしまばらし}景観計画・景観条例^{けい かん けい かく けい かん じょう れい}」を施行し、市民や事業者のみなさんと一緒に取り組んでいます。

南島原市には「原城跡^{はらじょうあと}」と「日野江城跡^{ひのえじょうあと}」という国指定史跡^{くに してい し せき}があり、このふたつの史跡が「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」^{せ かい い さん とう ろ く}として世界遺産登録の候補^{こう ぼ}になっています。そのため「南島原市景観計画・景観条例」を改正し、よりきめ細やかな景観まちづくりを進めていきます。

平成25年4月1日から
新しい南島原市景観計画・景観条例を施行します

●世界遺産に登録されるということ

世界遺産に登録されると、観光や産業面で圧倒的な経済効果があらわれる反面、過大な投資や、乱開発などにより南島原市の美しい景観が損なわれる恐れがあります。そこで、これから行われる大規模建築や開発行為などに、届出義務と基準を定めて故郷の景観を守るため景観計画の改定と景観条例の改正が必要になります。

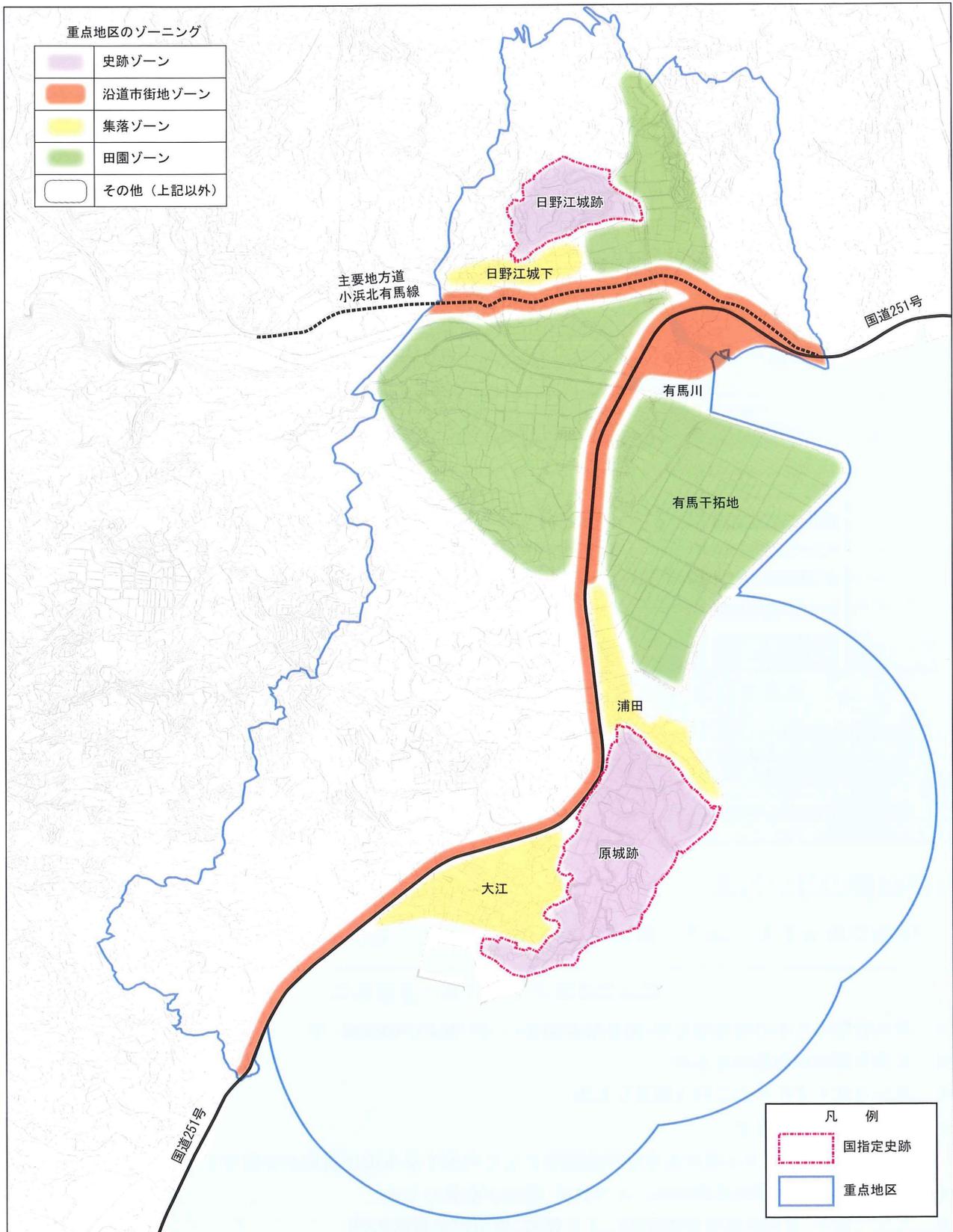
世界遺産に登録されることは、南島原市の史跡が世界人類の遺産になることを意味します。また、この地で生まれ育った私たちの誇りにつながることはもちろん、世界的な知名度を獲得し、観光や物産振興がはかられ、南島原市は大きく活性化します。



●世界遺産登録を支える景観まちづくり

世界遺産とは人類全体の価値ある遺産という意味で、ユネスコ（国連教育科学文化機関）に加盟する世界の国々といっしょに遺産を守り続けることが義務付けられます。「日野江城跡」や「原城跡」を取り巻く山や川や海はもちろん、建物や田畑も、遺産の価値を守る景観として評価されます。このように、この地域を取り巻く地域のことをユネスコでは「緩衝地帯（バッファゾーン）」と呼んでいます。

そこで、この緩衝地帯を重点地区として景観づくりのルールを新たに追加するために、南島原市景観計画を改定し、それに伴って南島原市景観条例を改正するものです。



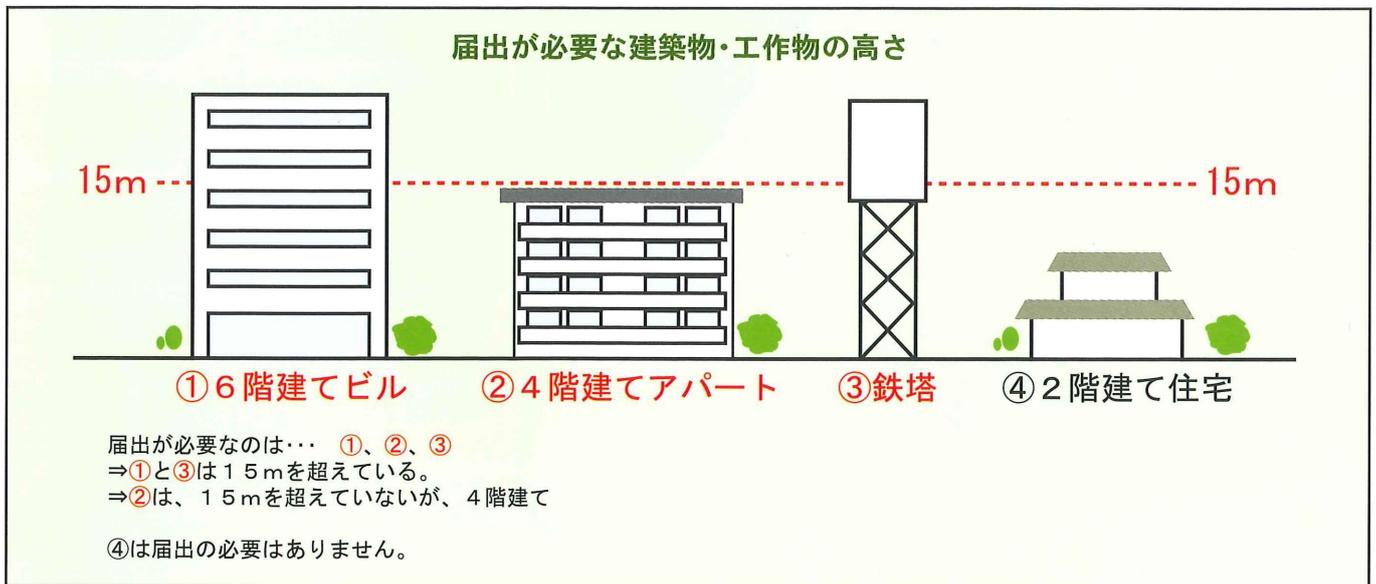
重点地区の景観形成方針

- ・ 原城跡及び日野江城跡からの相互の眺望景観を保全するため、低地部に広がる農地・市街地における良好な景観の保全と育成を図ります。
- ・ 原城跡及び日野江城跡からの眺望の要素である市街地・集落・田園・山並みの景観を保全するため、現状変更によるこれらの景観への影響を最小限にするよう努めます。

●市全域（重点地区を除く）の届出対象行為

市内（ただし重点地区を除く）において、以下の建築物の建設、開発行為を行おうとするときは、本市への届出が必要となります。

行為	規模	行為の種類・内容
建築物	高さが 15m を超えるもの、4 階以上のもの、 または延床面積が 1,000 m ² を超えるもの	改築・増築・移転等の場合は、 外観の通常見える範囲の 1/2 を超える変更がある場合は届出 の対象となります。
工作物	高さが 15m を超えるもの	
開発行為	都市計画区域内 面積が 3,000 m ² 以上のもの 都市計画区域外 面積が 10,000 m ² 以上のもの	従来の開発許可の届出と同様の 模様です。



●届出が必要のない行為

上記の行為であっても、以下に該当するものは、届出の必要がありません。

届出の必要がない行為～主なもの～

- 通常管理のための軽易なもの（簡易な修繕等…例：雨どいの交換 等）
- 非常災害時の応急的なもの
- 農林漁業を営むために行う軽易なもの
- ビニールハウスなど

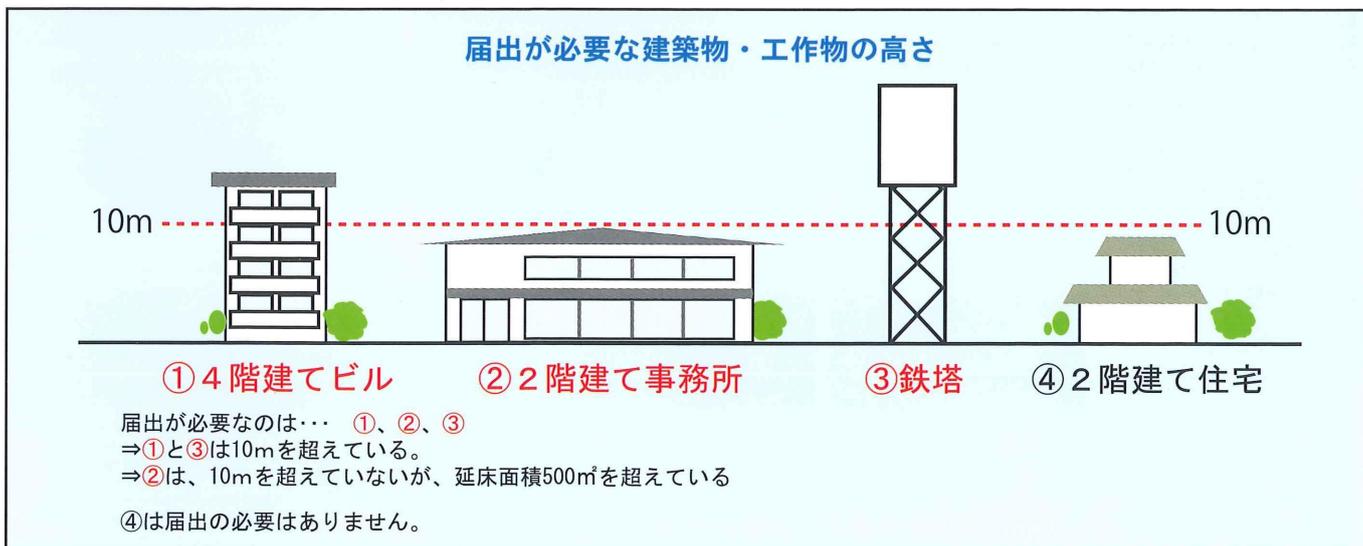
※ただし、観賞用又は観光生産販売施設等として利用するものは届出が必要です。

- 文化財保護法や屋外広告物法により許可、届出が必要なもの
- 自然公園法、長崎県自然公園条例により許可、届出が必要なもの

●重点地区の届出対象行為

原城跡・日野江城跡周辺重点地区において、以下の建築物の建築、工作物の建設、開発行為等を行おうとするときは、本市への届出が必要となります。

行為	規模	行為の種類・内容
建築物	高さが10mを超えるもの、または3階以上のもの、または延床面積が500㎡を超えるもの	改築・増築・移転等の場合は、外観の通常見える範囲の1/2を超える変更がある場合は届出の対象となります。
工作物	高さが10mを超えるもの	
開発行為	面積が3,000㎡以上のもの	都市計画法に規定する開発行為
土地の形質の変更	面積が3,000㎡以上のもの	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更
木竹の植栽又は伐採	面積が3,000㎡以上のもの	木竹の植栽または伐採
屋外における物件の堆積	その期間が90日を超え、かつ、その面積が500㎡を超えるもの、または高さが5mを超えるもの	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
水面の埋立て又は干拓	面積が3,000㎡以上のもの	水面の埋立てまたは干拓



●届出が必要のない行為

上記の行為であっても、以下に該当するものは、届出の必要がありません。

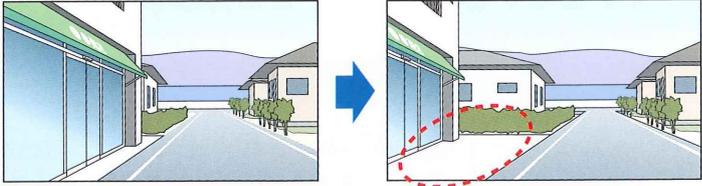
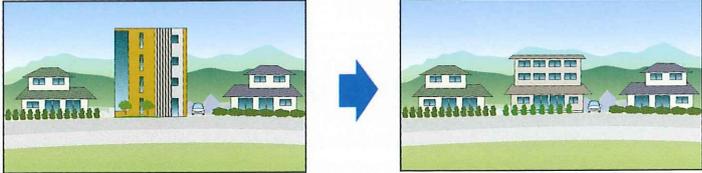
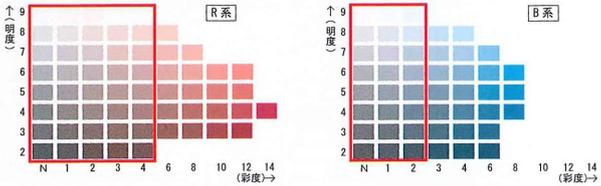
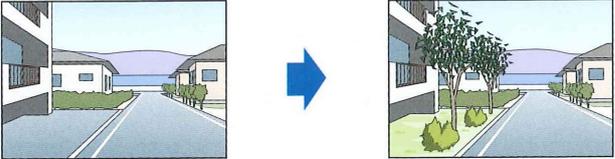
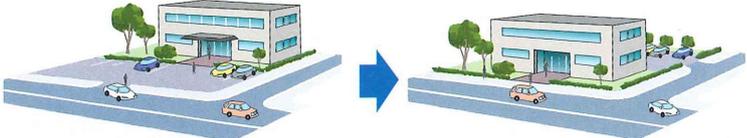
届出の必要がない行為～主なもの～

- 通常管理のための軽易なもの（軽易な修繕等：雨どいの交換 等）
- 非常災害時の応急的なもの
- 農林漁業を営むために行う軽易なもの
- ビニールハウスなど

※ただし、観賞用や観光用販売施設等として利用するものは届出が必要です。

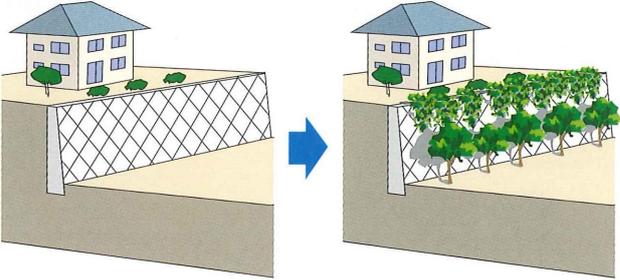
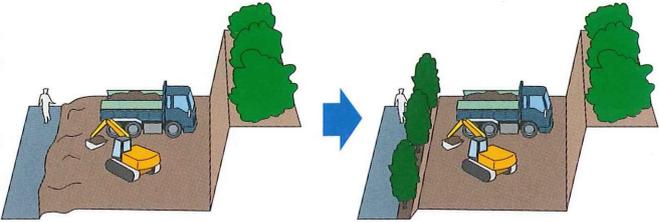
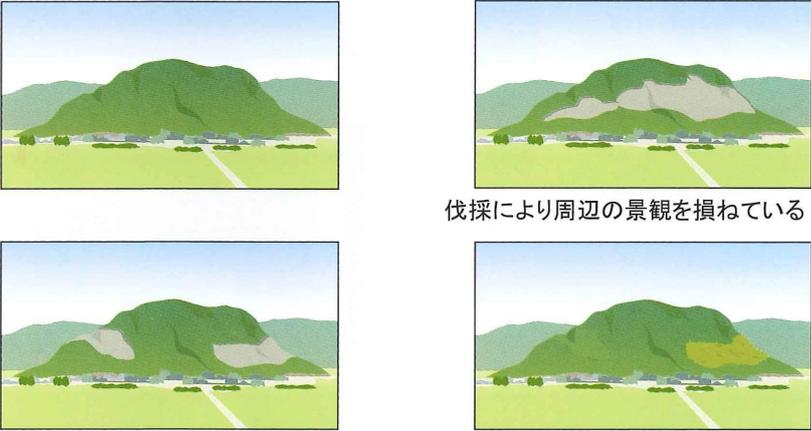
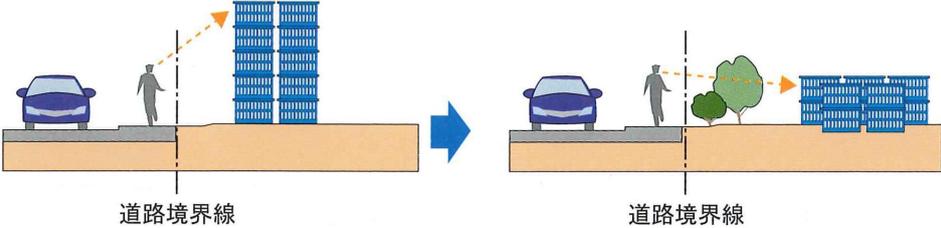
●建築物・工作物の景観形成基準～主なもの～

※表中赤字で記したものは、原城跡・日野江城跡周辺重点地区で追加された基準です。

<p>配置</p>	<p>・良好な沿道空間を形成するため 道路から後退し、オープンスペースを確保するよう努める。</p> 
<p>規模</p>	<p>・史跡ゾーン内にある場合は、遺構の保護を前提に、必要最小限の規模とするよう努める。</p>
<p>高さ</p>	<p>・高さは原則として15m以下とする。やむを得ずそれを超える場合は、原城本丸跡及び日野江城本丸跡相互の眺望を著しく阻害することのない高さとし、周辺景観との調和を図る。</p>  <p>5階建てのビルが建ってしまうと・・・</p>
<p>意匠</p>	<p>・地域の景観に調和し、全体的に統一感のある意匠とするよう努める。</p> 
<p>色彩</p>	<p>・基調となる色彩は、マンセル値により次のとおりとする。 ※右図の の範囲(抜粋) OR、YR、Yの色相: 彩度4以下 ○その他の色相: 彩度2以下</p>   <p>・ただし、アクセント色等を使用する場合は各面の10%以下とする。</p> 
<p>外構・設備</p>	<p>・外構は、地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化に努める。</p>  <p>コンクリートやアスファルトがむき出しのため、無機質な空間が形成され、地域の景観との調和が感じられない</p> <p>外構部の緑化により地域の景観と調和した、潤いのある空間が創出される</p>
<p>屋外駐車場</p>	<p>・その位置、デザインに配慮するとともに、積極的な緑化に努める。</p> 

●開発行為等の景観形成基準～主なもの～

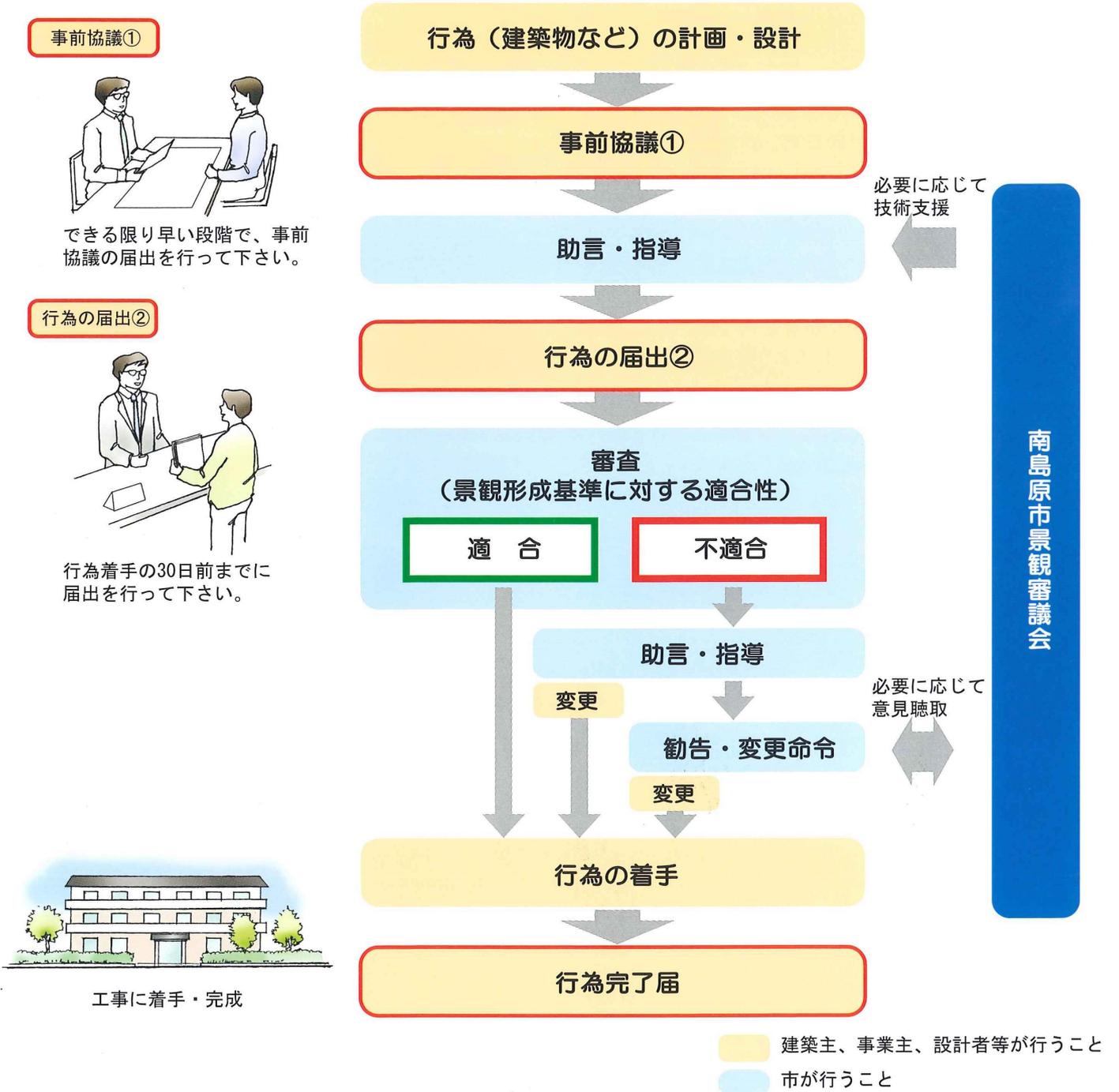
※表中赤字で記したものは、原城跡・日野江城跡周辺重点地区で追加された基準です。

<p>開発行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開発後の土地の地形や地勢が、周辺の景観に馴染むよう配慮する。 ・法面が生じる場合は、周辺景観との調和に配慮し、適切な緑化に努める。 ・擁壁等の構造物を設ける場合は、樹木の保全又は植栽などによる遮蔽措置など、景観に与える影響を低減するよう努める。 
<p>土地の形質の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共空間からの視認性や周辺景観に配慮し、植栽などで遮蔽措置を講じるよう努める。 ・跡地の整正を行うとともに、緑化措置を講じるよう努める。 
<p>木竹の植栽又は伐採</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・木竹の伐採の規模はできるだけ小規模とするとともに、周辺景観との調和に配慮するよう努める。  <p>伐採により周辺の景観を損ねている</p> <p>伐採の規模が小さく、また、一部を残すことにより、周辺景観との調和に配慮する</p> <p>伐採した箇所は同種の樹木の植栽を行い、周辺景観との調和に配慮する</p>
<p>屋外における物件の堆積</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共空間から容易に望見できない位置に集積し堆積するよう努める。 ・物件は整然と集積し堆積するよう努め、必要に応じ、その敷地の周囲に植栽を行う。  <p>道路境界線</p> <p>道路境界線</p>
<p>水面の埋立て又は干拓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸等の整備に当たっては、できるだけ石材等の自然材料を用いるとともに、埋め立て後の土地は適度な緑化に努める。  <p>自然石を積み上げた護岸の例</p> <p>表面を自然石張りにした護岸の例</p>

届出の流れ

市内において届出対象行為を行う場合、南島原市景観条例に基づく「事前協議」(図中①)及び景観法に基づく「行為の届出」(図中②)の手続きが必要となります。

届出対象行為が、景観計画に定める景観形成基準に適合していない場合は、協議を行い行為の計画内容を変更していただくことがあります。



南島原市景観計画の詳細につきましては、市のホームページをご覧ください
<http://www.city.minamishimabara.lg.jp/>

お問い合わせ

南島原市 建設部 都市計画課

〒859-2202 南島原市有家町山川58番地1

TEL▶0957-73-6677 / FAX▶0957-82-0240

メール▶toshikeikaku-ka@city.minamishimabara.lg.jp